

info

01

生活道路の法定速度が引き下げられます



9月1日(火)から、生活道路における自動車の法定速度が
60 km/hから**30 km/h**に引き下げられます。

歩行者などの安全確保のため、適切な速度での運転をお願いします。

詳細は、警察庁、秋田県警察、湯沢警察署のホームページをご覧ください。



警察庁
ホームページ

生活道路
とは

主に地域住民の日常生活に利用される
中央線などがない道路のことです。

以下の道路の法定速度は、引き続き 60 km/h です

- ▷中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- ▷中央分離帯などにより、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ▷高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線を除いたもの
- ▷自動車専用道路

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎ 73-2115) 湯沢警察署交通課 (☎ 73-2127)

info

02

1分で読める健康コラム
「健幸インフォ」の定期配信を始めます！

皆さまの日々の健康づくりをサポートするため、市の公式LINEアカウントで、新しく健康情報の配信を開始します。

手軽に読めて、役立つ情報を定期的にお届けしますので、この機会に市公式LINEの登録をお願いします！

配信を読んで、アンケートに回答した方の中から **QUOカード(1000円分)** が当たる企画もあります！

■配信開始日 2026年8月から毎月配信

■お届けする主な内容

- ▷体にもお肌にもうれしい栄養士監修のレシピの紹介
- ▷簡単にできるストレッチや運動の方法
- ▷身近な病気の予防について など

■登録方法(友だち追加)

- ①市公式LINEを友だち追加する
- ②メニュー「受信設定」より、健康/スポーツ分野を設定する



市公式LINE

問 健康対策課保健推進班 (☎ 56-8020)

info

03

今月末までです！「ゆざわ生活応援券」

利用期限は**8月31日(月)**までです。まだお使いでない方はお早めにご利用ください。



■利用店舗 取扱い加盟登録された市内の小売店、スーパー、飲食店など

最新の利用可能店舗は湯沢市商品券事業協議会ホームページをご確認ください。

※お手元に「ゆざわ生活応援券」が届いていない場合は下記担当まで問い合わせください。



湯沢市商品券
事業協議会
ホームページ

問 総務課ゆざわ生活応援券担当 (☎ 72-0502)